

制度検討委員会

委員長：仲沢 弘明

委員：櫻井 裕之、水野 博司、村上 正洋、森岡 康祐、山脇 聖子

開催年月日：第1回メール委員会 平成27年9月1日

第2回メール委員会 平成28年2月1日

主な議題：第1回メール委員会（平成27年9月1日）

検討事項 理事会からの下記の事項について検討

1. 評議員の委員会活動に関する規定（案）作成について

現在、評議員には、本人が希望する委員会のアンケート調査を行い、その結果を踏まえ、理事長が各委員会の委員を決めて委嘱している。しかし、評議員でありながら、多忙などを理由に委員就任を拒否する者がいるため、正当な理由なく、委員就任を拒否できないような規定をつくること。

答申：【制－資料1】

2. 女性評議員の規定について

4月11日に女性医師支援ワーキンググループとの話し合いを行い、女性推薦評議員について、理事選挙終了後、新理事長の推薦枠で推薦評議員として任命することで一致した。配分については、女性会員数の按分で決定すると、関東地区4名、関西地区2名、北海道・東北地区、中部地区、中国・四国地区、九州・沖縄地区がそれぞれ1名となる。

これを踏まえ、女性推薦評議員の規定を作成すること。

答申：【制－資料1】

3. 懲罰規定の修正について

浅井真太郎先生の逮捕に関して、理事会から何らかの処分を課す予定であったが、「資格停止」を課す場合、現行の懲罰規定では調査委員会の設立など、手続きが面倒となるため、理事会で決定できるように、懲罰規定を修正すること。

答申：【制－資料2】

第2回メール委員会：平成28年2月1日

検討事項：会員懲罰規程の修正について

理事会から、懲罰規定について以下の点について修正するようとの指示による。

修正点：

1. 定款第9条に除名が規程されているので、懲罰規程には記載しないこと。
2. 定款細則第4章第8条に「会員資格停止」があるが、ここでの「会員資格停止」は暫定的措置なので、迅速な対応が必要なものはメール理事会等で処理が可能になるように修正すること。
3. 専門医制度細則第5章第29条「専門医資格の停止および取り消し」

の「停止」について、第1項—第6項には無関係なので削除すること。また、停止については、新たに章立てすること。

4. 会員の懲罰規程に、第1章総則を追加すること。
5. 会員の懲罰規程、第2条に第4項専門医資格停止、第5項会員資格停止を追加すること。
6. 会員の懲罰規程、第2条に「附記1～3後に4, 5を続けることもありうる」を追加する。

修正点1-6について、以下のように答申した。

1. 懲罰規程から「除名」を削除した。
 2. 定款細則第4章第8条を以下のように修正した。
刑法犯に該当する行為を行った会員や悪質な行為により行政処分を受けた会員に対して、理事長はメール理事会等にて一定期間その会員の資格停止処分を速やかに科すことが出来る。(メール理事会は、理事会運用規程第10条による)
 3. 専門医制度細則第5章第29条を以下のように修正した。
第29条 専門医資格の取り消し以下の各項のいずれかに該当すると思われるものは、専門医生涯教育委員会が調査、確認し理事長に報告する。理事長は理事会、評議員会の承認を経て専門医の資格の取り消しを行い、専門医登録原簿よりその名を削除し、専門医証を返却させ、この旨を公示する。
停止については懲罰規程に記載した。
 4. 他の規程には「総則」が記載されていないため、本規程も記載しない方が良いとした。
 5. 6. 会員の懲罰規程第2章に第4項、第5項および附記を追加した。
第2条
4. 専門医資格停止
5. 会員資格停止
附記 1～3後に4, 5を続けることもあり得る。
- 以上、これらの修正を行い、懲罰規程修正案【制-資料3】とした。

【制一資料1】

一般社団法人 日本形成外科学会定款細則 内規

1. 女性評議員推薦に関する規定

- 1) 北日本形成外科学会、関東形成外科学会、中部形成外科学会、関西形成外科学会、中国・四国形成外科学会、九州・沖縄形成外科学会の各学会から評議員候補として女性医師を推薦する。
- 2) 各地区の推薦者数は、会員数及び地域性を勘案して配分する。
- 3) 理事長が、上記の推薦された女性医師から評議員を指名する。欠員により補充された女性評議員の任期は前任者の残任期間とする。
- 4) 女性評議員の任期は理事長指名時より、次次の定時総会の終了の日までとする。
- 5) 評議員会にはオブザーバーとして出席できる。

2. 各種委員会の委員委嘱に関する規定

選挙にて選出された評議員は、理事長からの委員委嘱に対して、正当な理由なく拒否することはできない。どうしても就任できない場合には、理由書を理事会へ提出し、理事会での判断による。

【制一資料2】

一般社団法人日本形成外科学会会員の懲罰に関する規定（修正案）

（目的）

第1条 この規定は定款第9条及び第10条、定款細則第8条に基づき会員の懲罰に関し必要な事項を定める。

（懲罰の種類等）

第2条 会員に課す懲罰処分は、以下の各号に掲げる通りとする。

1. 訓戒 口頭にて将来を戒める。
2. 訓告 文書にて将来を戒める。
3. 譴責（けんせき） 始末書を提出させ、将来を戒める。
4. 除名 会員としての資格を喪失する。

（処分の対象）

第3条 理事会は、次の各号に掲げる行為をなし

た会員を懲罰処分の対象とすることができる。

1. 研究者あるいは医師としての社会的モラルや品位にかける行為であり、それが本法人の名誉および社会的信用に影響を及ぼすおそれがある行為。
2. 反社会的または刑罰法令に触れる行為であり、それが本法人の名誉および社会的信用に影響を及ぼすおそれがある行為。
3. その他、本法人の名誉を毀損し、社会的信用を失墜させる行為。

(1) 理事会は、前項に記載する行為により懲罰処分に賦された会員の当該行為に関し監督指導をなすべき職にある会員に対し、その職責の見地か

ら、その内容、程度、状況に応じて懲戒処分の対象とすることができる。

(処分の決定)

- 第4条 理事会は、第3条に規定する行為をなした疑いのある会員の存在が判明したときは、直ちに当該行為に係わる調査特別委員会を設立し、その事実の有無、内容、程度、状況等を調査させなければならない。
2. 第2条第4号の処分を決定するときは、処分決定前に理事会において当該会員に弁明の機会を与えなければならない。
3. 会員に対する処分の決定は、会員総会の議決を経なければならない。ただし、第2条第1号から第3号に該当する処分を決定するときは、状況に応じて会員総会の議決を省略することができる。
4. 本条第1項の調査委員会については、別に

内規を定めるまで、倫理委員会が担当する。

(勧告)

- 第5条 理事会は、第2条第4号に掲げる会員処分に該当する者に、会員総会の議決を得るまでの間、当該会員に対し、会員総会で諮られる処分に相当する自粛を勧告することができる。
2. 前項に定める理事会の勧告を受け入れた者の処分期間には、勧告を受け入れた日から会員総会での決定までの期間を算出することができる。

(規定の改廃)

- 第6条 この規定の改廃は、理事会にて行う。

附則

1. 本規定は、2015年〇月〇日より施行する。

【制一資料3】

一般社団法人 日本形成外科学会 会員の懲罰に関する規程（修正案2）

平成27年4月制定

(目的)

- 第1条 この規程は定款第9条および定款細則第8条に定めるもののほか、会員の懲罰に関し必要な事項を定める。

(懲罰の種類等)

- 第2条 会員に科す懲罰処分は、以下の各号に掲げる通りとする。
- (1) 訓戒 口頭にて将来を戒める。
 - (2) 訓告 文書にて将来を戒める。
 - (3) 譴責（けんせき） 始末書を提出させ、将来を戒める。
 - (4) 専門医資格の停止 相当な期間を定めて専門医の資格を停止する。
 - (5) 会員資格の停止 相当な期間を定めて資格を停止する。
2. 第5号に該当する者は、会員資格停止の期間中についても本法人の会費を納入しなければ

ならない。また、会員資格停止中に退会した者は、本法人に再入会することはできない。

(懲罰の対象)

- 第3条 理事会は、次の各号に掲げる行為をなした会員を懲罰処分の対象とすることができる。
- (1) 研究者あるいは医師としての社会的モラルや品位にかける行為であり、それが本法人の名誉および社会的信用に影響を及ぼすおそれがある行為。
 - (2) 反社会的または刑罰法令に触れる行為であり、それが本法人の名誉および社会的信用に影響を及ぼすおそれがある行為。
 - (3) その他、本法人の名誉を毀損し、社会的信用を失墜させる行為。
2. 理事会は、前項に記載する行為により懲罰処分に賦された会員の当該行為に関し監督指導をなすべき職にある会員に対し、その職責の

見地から、その内容、程度、状況に応じて懲戒処分の対象とすることができる。

(処分の決定)

第4条 理事会は、第3条に規定する行為をなした疑いのある会員の存在が判明したときは、直ちに当該行為に係わる調査特別委員会を設立し、その事実の有無、内容、程度、状況等を調査させなければならない。

2. 理事会は、調査結果に基づき、第2条各号の中からその一つあるいは二つを併せて処分を決定する。
3. 第2条第4号および第5号の処分期間は、理事会で決定する。
4. 会員に対する処分の決定は、会員総会の議決を経なければならない。ただし、第2条第1号から第3号に該当する処分を決定するときは、状況に応じて会員総会の議決を省略することができる。

5. 本条第1項の調査委員会については、別に内規を定める。

(勧告)

第5条 理事会は、第2条第4号および第5号に掲げる懲罰に該当する者に、会員総会の議決を得るまでの間、当該会員に対し、会員総会で諮られる処分に相当する自粛を勧告することができる。

2. 前項に定める理事会の勧告を受け入れた者の処分期間には、勧告を受け入れた日から会員総会での決定までの期間を算出することができる。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会にて行う。

附則

1. 本規程は、2015年4月9日より施行する。

